

定 款

株式会社ネクスグループ

株式会社 ネクスグループ 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社ネクスグループと称し、英文で NCXX Group Inc. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の業務を営む会社その他の法人等の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配および管理すること、およびこれに附帯または関連する一切の事業を営むことを目的とする。

1. 音声・データ・画像通信用の機器、システムおよびソフトウェアのマーケティング、企画、開発、製造、販売、コンサルティング、設置工事および保守
2. ネットワーク機器およびオーディオビジュアル機器のマーケティング、企画、開発、製造、販売、コンサルティング、設置工事および保守
3. コンピュータのソフトウェアおよびシステムのマーケティング、企画、設計、開発、販売、コンサルティング、設置工事、管理および保守
4. 情報のセキュリティーに関する設備・機器・システムの販売、賃貸並びに運営に関する事業
5. 経営・投資コンサルティングおよびアドバイザリー業務
6. 特許権、商標権、著作権、意匠権、実用新案権、工業所有権等の知的財産権の売買及び許諾およびそれらに関するコンサルティング
7. 各種情報の収集処理並びに提供に関する事業およびそれらに関するコンサルティング
8. 動産の賃貸借、管理および仲介業
9. 金銭の貸付、債務の保証、債権の売買、有価証券の保有・運用・売買並びに金融業
10. 労働者派遣事業
11. 損害保険代理業
12. 旅行業法に基づく旅行業およびそれに関するコンサルティング
13. 農作物の栽培・加工・販売および農業用設備の販売ならびにそれらに関するコンサルティング
14. 自然エネルギー等による発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に関する業務およびそれらに関するコンサルティング
15. 証券仲介業務

- 1 6. 投資助言・代理業
- 1 7. 株式、公社債等有価証券に対する投資および有価証券先物取引、有価証券オプション取引
- 1 8. ファンドの組成および運用
- 1 9. 貸金業
- 2 0. インターネットによる通信販売およびその仲介
- 2 1. コンピュータ周辺機器、各種通信機器および関連するソフトウェア、書籍、雑貨、日用品、食料品、衣料品の販売ならびに輸出入
- 2 2. フランチャイズチェーンシステムの加盟店の募集および加盟店の指導育成
- 2 3. 古物営業法による古物商
- 2 4. 人事、庶務、総務、法務、情報システムに関する事務の代行およびそれらに関するコンサルティング
- 2 5. 技術者への教育訓練、技術指導および研修教材の販売、各種セミナー講習会の開催
- 2 6. 外国文書の翻訳および通訳業務
- 2 7. コンピュータに関するオペレーション業務受託
- 2 8. コンピュータによる計算業務の受託
- 2 9. コンピュータおよび関連機器の設計・製造ならびに関連用品の販売
- 3 0. 情報処理機器、情報通信機器、コンピュータ周辺機器、自動制御装置・集積回路、オフィスオートメーション機器、事務用機器および事務用品の販売ならびに輸出入業務
- 3 1. アプリケーションサービスプロバイダー事業
- 3 2. 医療用・生活支援用ロボット及びこれらに関する機器の開発、製造、リース、レンタル、販売及び保守管理
- 3 3. 有料職業紹介事業
- 3 4. 投資業
- 3 5. ホームヘルパーの養成・教育事業
- 3 6. 介護保険法による指定居宅介護支援事業および介護要員の教育事業
- 3 7. 介護保険法による次の居宅サービス事業
 - (1) 訪問介護
 - (2) 訪問入浴介護
 - (3) 訪問看護
 - (4) 通所介護
 - (5) 短期入所生活介護
 - (6) 特定施設入居者生活介護
 - (7) 福祉用具貸与

- (8) 特定福祉用具販売
- 38. 介護保険法による次の指定介護予防サービス事業
 - (1) 訪問介護
 - (2) 訪問入浴介護
 - (3) 訪問看護
 - (4) 通所介護
 - (5) 短期入所生活介護
 - (6) 特定施設入居者生活介護
 - (7) 福祉用具貸与
 - (8) 特定福祉用具販売
- 39. 介護保険法による次の地域密着型サービス事業
 - (1) 夜間対応型通所介護
 - (2) 認知症対応型通所介護
 - (3) 小規模多機能型居宅介護
 - (4) 認知症対応型共同生活介護
 - (5) 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 40. 介護保険法による次の地域密着型介護予防サービス事業
 - (1) 介護予防認知症対応型通所介護
 - (2) 介護予防小規模多機能型居宅介護
 - (3) 介護予防認知症対応型共同生活介護
- 41. 障害者自立支援法にもとづく居宅介護事業
- 42. 有料老人ホーム等の経営
- 43. 給食、配食等のサービス事業
- 44. 物品購入、家事代行等のサービス事業
- 45. リネンサービス事業
- 46. 食料品、酒類、清涼飲料水、衣料品、日用雑貨、医薬品、医薬部外品、育児用品、受託設備機器、厨房機器の卸売、販売および輸出入、並びに医療品機材、医療機器類、福祉用具、介護用品、医療用品、衛生用品、化粧品、自然食品、健康補助食品、栄養補助食品、リハビリテーション機器、運動機器、運動用具等の販売、レンタル並びに修理、保守事業
- 47. コンビニエンスストアー、クリーニング、飲食店、駐車場等の経営および管理業務
- 48. ビル建物内外の施設、マンション、住宅施設等の清掃、機器設備の運転、保守、整備、管理、警備等の総合ビルメンテナンス業務
- 49. 在宅医療・在宅介護等に関する相談、助言業務
- 50. 医療・介護・福祉サービスに関する、行事、催事の企画、運営業務

- 5 1. 医療・介護・福祉サービスに関する、商品の企画、製造、販売業務
- 5 2. 医療・介護・福祉サービスに関する、コンサルティング
- 5 3. アパレル製品の輸入および販売
- 5 4. アクセサリー、カバン、衣料雑貨品、皮革製品の企画、製造、販売および輸出入業務
- 5 5. アパレルに関するコンサルティング
- 5 6. 美術品、絵画の輸出入および販売に関するコンサルティング
- 5 7. ホームページの企画、制作業務
- 5 8. PR や IR に関するコンサルティング
- 5 9. 人事制度や人材の採用に関するコンサルティング
- 6 0. 企業における研修の企画、実施
- 6 1. 建築の設計、監理、調査、コンサルタント、土地、建物の測量および宅地開発に関する一切の設計業務
- 6 2. 建物および設備に関する関係官庁への各種届出業務
- 6 3. 建物内外のセキュリティシステムの導入、管理に関するコンサルタント業務
- 6 4. 不動産の売買、賃貸、管理およびその仲介
- 6 5. 不動産コンサルタント業
- 6 6. 広告の代理業
- 6 7. 映像、情報、広告宣伝媒体等の企画、製作、販売
- 6 8. 広告出版物の企画、編集、制作および発行
- 6 9. 販売促進に関するデータを収集、加工、蓄積し、情報として提供する事業
- 7 0. 各種広告・販促物・会社案内等のデザイン企画、制作
- 7 1. ウェブサイトの企画、構築、デザイン制作、サイト運営
- 7 2. 動画コンテンツの企画、制作
- 7 3. モバイルコンテンツの開発、モバイルシステムおよびプログラムの開発、運用、保守業
- 7 4. イベントの企画、制作および運営
- 7 5. 出版およびコンピュータネットワークを通じた情報提供業務
- 7 6. 金融市場の各種調査・分析およびその情報提供に関する業務
- 7 7. 金融関係の情報の収集管理および提供業務
- 7 8. 投資信託に係わる帳簿および記録の管理
- 7 9. 株式投資・為替取引等の金融先物取引および金融市場に関する教育（通信教育を含む）、研究および指導並びに各種セミナー、講習会の開催
- 8 0. 書籍等の出版物並びにCDおよびDVD等の電子記録の製作、販売
- 8 1. 有価証券の運用
- 8 2. インターネット等のネットワークを利用した情報交換機能を持つホームページ

の企画、設計、開発、運営およびそれらに関するコンサルティング

8 3. 民芸雑貨の輸入販売

8 4. 楽器の販売およびリース業

8 5. 民芸雑貨および楽器の通信販売

8 6. 旅行業法に基づく旅行業者代理業

8 7. 航空運送取扱業

8 8. 暗号資産の投融資、運用

8 9. 暗号資産に関する研究、調査およびそれらの情報提供、コンサルティング

9 0. 投資および融資

9 1. マイニングに関する事業

9 2. 前各号に付帯する一切の業務

2 当会社は、前項各号（2、12、21、30号を除く）及びこれに附帯又は関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を岩手県花巻市に置く。

(機関)

第4条 当会社は株主総会および取締役のほか次の機関を置く。

1. 取締役会

2. 監査役

3. 監査役会

4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は60,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受け
る権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(自己の株式の取得)

第10条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 当会社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規程)

第12条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱および手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招集の時期)

第13条 当定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に召集し、臨時株主総会は必要がある場合に召集する。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(附則)

1. 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する規定の改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(基準日)

第15条 当会社は、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

(招集権者および議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行なう。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第20条 当会社の取締役は10名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)

第22条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第24条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
③ 取締役会はその決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

第5章 取 締 役 会

(取締役会の招集権者および議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序に従い他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

- ② 取締役および監査役全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議の方法)

第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規則)

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるものほか取締役会で定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものも含む。）の同第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である

者を除く。)との間で、同第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。

第6章 監査役および監査役会

(員 数)

第32条 当会社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 当会社は、会社法第329条第3項の規定により法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- ④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第34条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤の監査役)

第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役は、会日の3日前までに各監査役に対して監査役会の招集通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもつて行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規則)

第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第41条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の同第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第42条 当会社の会計監査人は、監査役会の同意を得て株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 44 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 45 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 8 章 計 算

(事業年度)

第 46 条 当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日より翌年 1 月 30 日までの 1 年とする。

(期末配当)

第 47 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 1 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当)

第 48 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 5 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を支払うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 49 条 期末配当金および前条の中間配当金が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

- ② 金銭による未払いの期末配当金および中間配当金には、利息を付さない。